

八 日記・年代記

1 「諸色覚日記」 田井和男氏藏

一 寛文拾参丑ノ歳迄 但シ、延宝元年ニ成ル、
 一 延宝九酉ノ歳迄 但シ、天和元年ニ成ル、
 一天和四子ノ歳迄 但シ、貞享元年ニナル、
 一 貞享五辰ノ年迄 但シ、元禄元年ニ成ル、
 一 元禄拾七申ノ歳迄 但シ、宝永元年ニ成ル、
 一 宝永八卯ノ歳迄 但シ、正徳元年ニ成ル、
 一 正徳六申ノ歳迄 但シ、享保元年ニ成ル、

一 寛文拾壱亥極月十七日ニ我等香住村ヘ参ル、
 一 亥ノ冬ヨリ雪も不降、明ル子ノ正月廿二日迄ハ天氣
 能、草履道ニテ有之候処ニ、廿三日ノ朝ヨリ雪降出

し大雪ニ罷成、廿四日ニハ往来止り、愛宕參詣も不成、雪ノ積り降立テ七尺ヨリ八尺迄、

「此時、河谷村ヨリ養子ニ来ル、初、彦十郎、後惣左衛門と改」

一 子ノ七月五日ニ大雨ニテ、六日ヨリ洪水、四月閏故
 暫中稻まで大形出揃、晚稻(蛭口。出穂口)ひるぐちくらいニテ候處ニ、右ノ水ニテ晚稻穗ニ不出大分悪作、其秋免奉行遠山吉左衛門殿・鷹司新左衛門殿、
 一 丑ノ春ヨリ我等身上ニ付、養父と及出入ニ、同八月十一日ニ実父出石会所へ出ル、其節ハ御家老小出勘左衛門殿・同兵太夫殿、勘定高畠庄兵衛殿・竹田弥左衛門殿、御郡代大崎金左衛門殿・松原伝右衛門殿、御目付安見勘承殿・杉原次左衛門殿、此衆中列座ニテ評判ノ上、禄高六拾石家財諸色共、証文ノ通、実父利分ニ被仰付、併養父借銀米ハ我等返弁申告、其員數ノ事、

一本米六石米や彦太夫・同三石五斗いなばや新助・同

四石五斗井上弥三右衛門・同六石駄坂村三郎右衛門

・同五石手辺太郎兵衛・子ノ不納米四石三斗・御種

子貸シ武石壱斗、米メ三拾壱石四斗、

一本銀百武拾匁三宅村茂右衛門・同百五拾匁立石村九

郎右衛門・同五拾匁香住村惣右衛門・同百匁天王銀、

本銀メ四百武拾匁、

右銀米共ニ本分ニテ丑寅兩年ニ返弁申答、外ニ米武

拾石手辺米、此分ハ太郎兵衛と此方相對次第ニ返弁

申答ニ被仰付、右ノ通八月十三日ニ落着、双方退散

仕ル処ニ、其後養父此方分六拾石ノ内ニテ、下作米

五石武斗九升引取并かわた新田横枕地崎かわた山境

ニ理不尽申懸ケ候ニ付、又寅ノ四月ニ実父方ヨリ書

付指出、九月十七日ニ会所へ被召出、双方対決迄被

仰付、則引取、下作米御郡代大崎殿ヨリ御取立被遣

候様ニとの御意、尤新田地崎山境共ニ此方利分、養

父義(儀、以下同)急度可被仰付候へども、親子相ノ儀故、御有免

被遊候との御意ニ、九月十八日ニ相済、其節大庄屋

片間村六郎右衛門・宮内村久兵衛、

一子ノ九月十四日ニ若殿(小出英安)備前様御前相撲、宮内觀音堂

ノ庭ニテ有ル、大関豊岡うき舟・相田村たうづき、

浮舟勝、関脇八鹿ノ荒岩・豊岡ねぢかね、豊岡勝、

小むすび駄坂村権太夫・豊岡はやふね、権太夫勝、

「権太夫ハ古川五郎兵衛、先祖名ノリヲ古川ト云」

一丑ノ五月十三日ニ大雨、明ル十四日ニ洪水、立石村

北浦山ノ立テ岩隠ル程ノ水也、大分ごミ入ニ成、永

谷香住ノふけ、立石分かわた口のあたり迄碑ヲ蒔、

其秋免奉行前野三郎左衛門殿・板坂新五左衛門殿・

松岡角左衛門殿、其暮米相場六拾壹武匁迄、

(小出吉重)修理様、延宝式年寅正月十八日ニ御逝去、

寅ノ八月九日ヨリ明ル十日ノ晚迄大風ニテ、指テ雨
ハ不降候へども、洪水ニ成、水岡共夥敷悪作、其秋

ノ免奉行永谷善右衛門殿・前田権兵衛殿・板坂新五
左衛門殿、明ル卯ノ春飢震ニテ大分死人有り、丑寅
両年ノ不納米、延宝六年ノ歳本米ニテ三ヶ二被召上、
残リ米ハ年符ニ成ル、

一延宝式年ニ札遣始ル、是ハ若狭屋八右衛門と云者、

以前ハ岡田八郎右衛門殿ニ草履取勤罷有、其後魚屋

町ニテ木屋八右衛門と云て有シが、程なく御用聞ニ
罷成、屋号も若狭屋と改ル、此者もくろミニニテ札遣
ニ成ル、同暮米直段六十七八匁、

一延宝三年六月ニ備前様御家督ノ御入部被遊、同八月
十三日ニ福成寺ニテ御相撲有り、此秋ハ六ツ老歩ノ
土免ニテ御検見不請、

一同辰ノ春、豊岡ノ小頭伝右衛門と云者、火付ノ工(金以
下同)

致たる事顯、火あぶりニ逢、此時見物ニ参ル、則豊

岡堀川端ニテ、

一同ジ歳、安良村七郎兵衛女、夫寝首ヲ切り、奉行所

評判ニ成ル、右ノ女袴座(秋)村ノ者なりしが、同村源兵
衛と云者と密通有之、右ノ仕合、それニ付源兵衛、
女共ニ打首、七郎兵衛ハ疵平癒して世間勤ル、

一同シ秋も土免ニテ壇明ク、同夏米直段八拾壱匁致し
候處ニ、右若狭屋才覚ニテ他所米ヲ入レ、七十三匁

ニ成、

一巳ノ歳、内匠殿・兵太夫殿仕置役御免ニテ家老職迄、
替リニ岡田市郎左衛門殿・後藤新兵衛殿・小出安太
夫殿・村岡市兵衛殿・山田甚五左衛門殿、此五人衆
ヘ仕置役渡ル、出石郡桜井七兵衛殿・養父遠山吉左
衛門殿・氣多片岡源太夫殿・美含永谷善右衛門殿、
此四人ヘ郡奉行被仰付、則右四人衆ニ御目付衆壱人
ツ、被相添、出入評判有り、此歳も土免、

一大岡寺(旗本杉原家知行)・八代領との山論、彦坂九平治様御見分ニテ

大岡寺利分ニ成ル、此論所ノ内ニ田有り、新田古田
の諍仕候ヘバ、九平治様被仰候ハ、式拾年ヨリ内ニ

ハ草ノ根不腐物ニ候間、畦ヲ打返シ候様ニとの御意
故、打返シ候ヘバ、草ノ根慥ニ有之、大岡寺申分ノ
通新田ニ極ル由、

一 西ノ下報意と石黒九郎左衛門と祢布村分田地ノ出入、
出石ニテ報意非分ニ被仰付候所ニ、江戸ヘ報意罷下
り候との儀ニテ、備前様御帰城ノ節待受、さめがい
ニテ御目安差上ゲ申ニ付被召連、報意も出石ヘ参、
早速役人中へ被仰付候テ御吟味有之候処ニ、右出石
ニテ被仰付、落着ノ趣明白ニ有之、殿様ニも御悦喜、
報意儀江戸其外何方へ成共、參候様ニと被仰付、不
首尾ニテ退、終ニハ江戸へも不参候よし、

一 他国廻り御蔵米豊岡御分今津村ニ出石藏有、是迄出
候所ニ午ノ夏、豊岡甲斐守様御入部ニ付、役人中ヨ
リ出石ヘ断有之、右今津蔵ヲ午ノ春清冷寺村ヘ引御
普請有、其已後ハ他国廻り清冷寺蔵迄出ス、右若狭
屋八右衛門京都御借銀ニ付横道、午ノ春打首、跡御

闕所、家屋敷被召上、此一儀ニ付誤り有之、杉原次
左衛門殿御暇、

一 午ノ夏、甲斐守様御入部ニテ、九月九日ニ来迎寺ニ
テ御相撲有り、其秋免奉行遠山吉左衛門殿・鷹司新
左衛門殿・松岡十右衛門殿、

一 未ノ三月ニ甲斐守様出石御通りノ筈故、出石ヨリ御
馳走ニ豊岡境迄道御造らせ被成候処ニ、境目ノ橋ニ
付豊岡と出入罷成ル、其砌清冷寺村三郎兵衛、御代
官村橋弥五兵衛殿と出入ニ付籠舍致シ(牢、以下同)、大庄屋・小

庄屋共ニ被召上、依之、宮内村久兵衛・片間村六郎
右衛門此兩人ニ被仰付、河谷村三郎兵衛と立会扱ニ
成、此方両大庄屋ヨリ河谷ヘノ取やり、夫ハ我等ニ
被仰付勤ル、「則右曖済口、(書き代えの付邊) 同筆土橋ハ豊岡領江本村分、
堀口ノ石橋ハ出石領八社宮村分、堀ハ双方入会可相
勵、下り溝さらヘハ、双方立会普請ニ可致事、此取
扱双方大庄屋三人ノ印形ニテ済、証文江本・八社宮

両方共へ相渡ス」^(原文)「右扱ノ済口ハ堀ノ儀、江本村江向両方共用ひ申答、又下リノ井溝も両方立合さらへ申答、石橋ハ豊岡ヨリ堀口石橋ハ出石ヨリかけ申答、此辺ニテ堺明、双方証文取替、出石方申ヨリ少不詰リノ処ニ右扱ニテ済、出石悦」

一同秋悪作、免奉行遠山吉左衛門殿・秋庭角右衛門殿・陰山久太郎殿、

一延宝八年申ノ五月八日ニ^(家綱)敵有院様御他界、^(館)立林ノ宰

相様ノ御代ニ成ル、

一同夏比ヨリ閏八月迄ノ内ニ數度ノ風雨洪水ニテ悪作、免奉行遠山吉左衛門殿・秋庭角右衛門殿・陰山久太郎殿、

一同十月廿三日ノ夜ヨリ雪降出し、霜月上旬ニハ往来止ル程ノ大雪、明ル二月末迄雪有之、麦悉ク腐ル、同極月ニ五歩ノ追免被下、在々悦喜、一酉ノ歳、御巡見様方御廻り被遊候、御名付ケ、

一同ジ歳、立石村赤坊主と申者、^(多田地)田立村平右衛門方へ押入、衣類等盜、此儀顯、出石ヨリ詮儀ノ所ニ盜物

久留島佐兵衛様・猪飼五郎太夫様・永田弥左衛門様、
御歳比五拾余
御歳比三十余
御歳比廿余

右は酉ノ七月朔日ノ夜豊岡、二日ノ夜出石、明ル三日ニ丹波小野原へ御越、右朔日ニ竹野谷ヨリ豊岡へ御越被遊候節、江野村ヨリ前歳申ノ冬谷々へすりこみ申たる雪ヲ差上申候ヘバ、六月朔日ニ富士山ノ雪献上有ル、夫ニまさり、七月朔日ノ雪見物ハ珍敷儀と被仰、御悦被遊候よし、其節、氣多ハ手辺善左衛門、下郡宮内久兵衛・片間六郎右衛門、此三人ノ大庄屋ハ六月晦日ニ豊岡へ被参、其夜五ツ比ニ被帰ル、庄屋年寄ハ人足支配ノタメ、明ル朔日ノ朝帰ル、

一豊岡ニテ御宿、湊屋吉左衛門・絹屋五兵衛・丹波屋津兵衛、

一同石御宿、はりまや九郎左衛門・龍野屋孫太夫・鍋屋六郎兵衛、

ノ宿、豊岡京口町餅屋長左衛門と申者ニテ有之由申

ニ付、豊岡へ付届ケ有テ、右長左衛門出石へ引取せめらる、然共子細決白もせず、長左衛門ハ豊岡へ御返し、赤坊主尤同類共ニ打首(とが)ごくもんニ懸ル、西坂長太夫殿義、右長左衛門へすうき有、出石ヨリ豊岡

ヘ付届ケ最中ニ長左衛門方へ西坂ヨリ通絡有之由、相聞ヘ誤りニ成、余程ノ内遠慮ニテ終ニハ御代官上り、替りニ松岡角左衛門殿・桜井七兵衛殿も郡奉行上り、替り役羽間瀬兵衛殿、

一 寛文年間ニ町分ノ検地有シ時、奉行矢野太郎兵衛殿・大崎金左衛門殿・鷹司新左衛門殿・二宮三郎兵衛殿、御目付ニ南条十郎右衛門殿御出、折節和泉屋六右衛門見舞被申候得バ、右ノ御衆中名字を寄せテ読ト御所望有ル、六右衛門一首

よし、

やのにのみやの見わたせは なんじやうも等あふさきのたかつかさ有り

一 延宝三卯歳、氣多土淵村ノ小左衛門と云者、似せ銀ヲせし因州鳥取ニテ顕、付届ケ有テ、出石より南部吉右衛門殿・明石源太夫殿御出、受取被帰、父子共ニ籠舎、終ニハ構口ニおいてはりつけ、其時ノ落首ニテ武拾三石捨ル、屋敷年貢御用捨ニテ田方式拾武

一 同ジ歳、數度ノ洪水、取わけ七月九日ヨリ十日ノ水ニテ大分ノ悪作、当村田方ニ現米四拾五石物成被付候ヘ共、請合不申、訴状指出ス処ニ了簡有之、田方ニテ武拾三石捨ル、屋敷年貢御用捨ニテ田方式拾武

石ニ麻烟年貢被仰付候て朧明、此時ハ遠山吉左衛門殿・陰山久太郎殿・佐藤十左衛門殿、

二世までとつみし中のかねことも なま里こんさに頗にけり

一同シ歳、酒井雅楽(頃)守様御逼塞、終ニハ被及生害ニ候

是ハ鍋屋七郎左衛門作のよし

一延宝五年巳ノ八月ニ八代谷藤井村・谷村・奈佐地村

(路)

ノ者共からくみ、大坂ヨリ藤村一学と云太夫ヲ呼下シ哥舞妓せし折節、不天氣ニテ見物人無之時、落首

藤井村谷のとわたる寄せ太鼓 入ハなさじではじ

を一かく

一竹田ノなまりや惣領と鍋屋七郎左衛門と初参会ノ時、

七郎左衛門「後ニハ弟順ト云」一句

若竹のさをなまりやのよつぎかな

一酉ノ夏、村山庄太夫殿御勘定役上り、替りニ大崎金左衛門殿、

一酉ノ歳、御巡見様方御廻り被遊候節、仕置役藤本安兵衛殿・岡田惣兵衛殿・山田六左衛門殿、御家老ハ内匠殿・兵太夫殿・兵庫殿・清右衛門殿・右、山田

六左衛門殿、以上五人也、

一同秋比、年貢、五里持と云事被仰出、大庄屋衆算用積り共被致候へども其後さたもなし、其比御勘定竹村

源之丞殿・大崎金左衛門殿、同暮米直段七拾匁余、

一戌ノ春、飢震ニテ死人大分有之、其秋ハ満作ニテ米直段廿五匁ヨリ六、七匁迄、

一村々困窮ノ由被聞召上ヶ、戌春土免武拾年平均ニ成被下、当村田方五ツ武歩ニ成ル、綿目五ヶ一ノ御用捨有ル、

一其後又明屋敷野畠ヘ入、麻畑三斗ノ盛御用捨ニテ石盛リニ極、

一大坂ヨリ木屋七兵衛と云太夫下り、戌ノ八月廿九日ヨリ九日(市)村ノ下ニ芝居有、古今ノ上手、

一戌ノ歳ニ小山田弥市郎と云者、企逆心ヲ顯候故江戸ヲ欠落仕、國々御改被遊、終ニハ奥州(仙)せんだいにてとらへられ候よし、

一豊岡分大野村、出石分中野村論所あせび山ノ儀、一

旦豊岡分利運ニ成ル所ニ、中野村七郎兵衛其儘江戸ニ相詰寵有、終ニハ公事再乱ニテ戌ノ十月ニ佐橋蔵

之助様・一岡利右衛門様御見分ノ上、中野勝ニ成り、

有毛ノ内、立石境ニテ八反も損立、

大野村庄屋・三谷村大庄屋三郎太夫籠舎被仰付、漸

前後
一子ノ春、奥野村と森尾・香住山論出来、奥野ヨリ書

大野村高百石ニ付鳥目式貫文ヅ、ノ科錢ニテ出籠、

付差出ス、其趣

則中野ヨリ申立ル椎が淵切りひゆの腰林迄あせび山

乍恐奉申上候御事

一跡不残出石分ヘ被仰付候由、

一香庄村・森尾村両村ノ者共、近年当村ノ山ヘ罷越盜

一亥ノ歳、藤本安兵衛殿死去、小出三左衛門殿ヘ仕置

申候ニ付、当村ヨリ吟味仕、鉈・鎌ヲも取追散シ申

役渡ル、

候所、当年ハ香庄村・森尾村両村ノ者共申合、五十

一宮津ノ(永井尚長)大守信濃守様と(忠勝、鳥羽城主)内藤和泉守様と討死(延宝八年)是ハ當

人六拾人ヅ、毎日罷越、山ヲ盜申し候故、当村ヨリ

分ノ挨拶ニ付信濃守様過言有之、其意趣ニ付右ノ首

吟味ニ參見申候ヘバ、結句爰元ノ者共大勢ニテ取廻

尾と風聞ス、

シ、当村ノ者共ヲ打たおし、此方ノもの共道具ヲと

一堀田筑前守様と(猪葉正休)板倉石見守様と御殿中ニテ討死(貞享元年)是

られ申候故、近比迷惑ニ奉存候ヘ共、当村ノ力ニ難

ハ筑前様御出頭ニテ奢甚敷、殊邪ノ御心底共相見申

及仕合ニテ無是非居申候、此通大勢参、山ヲ乍盜狼

ニ付、忠孝ノ為石見様御手討ニ被成候由、後々ニ段

藉仕候テ、当村ノ者共迷惑仕候間、乍恐御公儀様御

々様子相知レ申よし、

了簡奉願上候、以上

一子ノ秋悪作、免奉行南部吉右衛門殿・陰山久太郎殿

天和四年子ノ三月二日　　おくの庄村屋

・梶原伊之介殿・猪瀬平右衛門殿、此方ヨリ付出ス

桜井平兵衛様

善右衛門

惣百姓

難有可奉存候、以上

乍恐返答書ノ御事

天和四年子三月十六日

森尾村莊屋 茂左衛門

一 森尾村・香住村惣百姓共古來ヨリ入込ノ所ニテ入來り

儀、森尾・香住両村共古來ヨリ入込ノ所ニテ入來り

申候所ニ、當年新法ニ奥野村より指留可申工ニテ大

勢催シ山へ上り、両村木こり共ノ鉈・鎌押可申と申ニ付、樵共申候ハ、先年ヨリ入込故只今迄何ノ構も無之入來り候処ニ、各別成ル申分鉈・鎌渡し申義存も寄り不申儀と申候テ渡し不申候、其段ヲ両村申合せ狼藉仕候様ニ申し、其上盜人ノ様ニ申成シ候義、大キ成偽ニテ御座候、右ノ趣先年ヨリ入込ニ仕、森尾・香住両村共毎年薪木統來り申候所紛無御座候、

一 豊岡郡近年御給所ニ罷成候、以後奥野村ヨリ大分ノ山買申候ニ付、他領ヘノ壳山、弥大分ニ可仕為新法ニ差留可申工仕り懸ケ、何共迷惑仕候、乍恐、右ノ段々被為聞召上ヶ、古来ノ通ニ被仰付被為下候ハゞ、

御奉行様

両村百姓共

右ノ通、双方目安返答書共差出ス処ニ、御代官松岡角左衛門殿、大庄屋片間村六郎右衛門へ被仰合、御扱有之候ヘ共、両方不同心ニテ埒不明、其後終ニ御公儀へ御取上ケもなし、
一丑ノ二月廿二日暮ノ六ツ過ノ時分ニ、辰巳ノ方ヨリ星出ルと見へしが、其儘光り物ニ成り戌亥ノ間ノ雲ニ入ルと見へし、少シ斗間有之、夥敷はたかミなる、其なりしづまとると少し後ニ夜ノ五ツヲ打、右ノ光り又ハなりにおびへ、爰かしこニテ雁・鴨・雉子など多ク死ル、古今珍敷光り物と風聞ス、同シ夜(後西上院)様崩御、右光り物と刻限相違なし、右崩御故、天ニ

世不思議出来かとさた有り、又同ジ夜午ノ刻ニ、公方様ノ姫君様紀州様へ御縁辺極り申由、

一同シ歳ニ、南部吉右衛門殿親子三人、津田十左衛門

殿・中島九兵衛殿・永田加兵衛殿・市川權太夫殿・

同左源太殿・山田六左衛門殿・山田安之介殿・永谷藤右衛門殿・高畠無得殿、右ノ衆中殿様ニ恨ミ有之由ニテ出石ヲ退去、

一立石九郎右衛門・市場善太夫・三宅平太夫公事、丑ノ春、兩人利分ニ済、我等も米四石ノ取次有之、此出入差出、

一後同シ歳、御所望免と被仰、村々土免五歩ヅ、上り当村田方五ツ七分ニ成ル、

前一同じ春、御用銀懸り差上ケル処ニ、月壱歩半ノ利足ニテ其暮ニ御返済、

一今村甚五兵衛殿、殿様御印ヲ似セ堺屋久左衛門ニテ銀壱貫目借用、此儀頭、御広間ニテ西坂長太夫殿と

られ、終ニハ打首、殿様ニも御不便がりノ由、

一庭野幸左衛門殿江戸ニテ不儀有之、打首、

一丑ノ冬、片間村六兵衛(六郎右衛門カ)大庄屋御免、荒木村六郎左衛

門被仰付、

一若狭屋八右衛門身上相果申、已後本町使者宿札場ニ成り、御公儀札ニ極ル、其役ニ山脇新助殿へ被仰付処ニ、腰抜け役被仰付段、残念成りとて生害せらるゝ、

一寅ノ七月十八日ヨリ同廿七日迄、大岡寺ニテ万灯法事有之処ニ、廿五日ノ昼時分ヨリ夥敷風雨ニテ大岡寺ニも難儀、其夜ヨリ洪水ニテ悪作、其秋免奉行永谷善右衛門殿・前田源左衛門殿・二ノ宮三郎兵衛殿、当村ニテ毛損百五拾石、有毛ハ土免五ツ七歩、いか様(巧者)こうしや成檢見と村々取ざた、

一卯六月ニ役替有之、竹村源之丞殿・永谷善右衛門殿・秋庭角右衛門殿、此三人衆へ御目付役郡支配御所務方公事沙汰共ニ被仰付、御年貢納方ハ大庄屋支配

ニ成り、御代官・御郡代共ニ悉ク上ル、丑ノ暮ニ片間大庄屋御免ニテ荒木六郎左衛門へ被仰付、右納方ノ時分、菅谷・小坂・伊豆迄六郎左衛門、穴見・小野・島・福井迄六郎右衛門、

一同霜月ニ矢根銀山上り山ニ成、其御改ニ坂井七郎左衛門様御越、其節永谷善右衛門殿矢根ニテ鹿ヲ御ころさせ被成候、殺生御法度ノ時節故誤りニ成、霜月末ヨリ明ル三月迄閉門、終ニハ役目上ル、替りニ湯浅郷右衛門殿・源之丞殿、町奉行ニなられ、此替り南条十郎右衛門殿、其後辰ノ夏木島市太夫・山田吉右衛門殿被成、以上五人此衆ハ御目付公事沙汰評判迄ノ役ニテ御郡支配、御所務方ハ松岡角左衛門殿・安田四郎右衛門殿、

一辰ノ春、桜井新右衛門殿・前田権右衛門殿打(死カ)、

一立石村ほうか谷出入、寛文五年ニ諍論有之、一旦致対決候ヘども、其砌不落着、尤出入落着迄ハ永谷ノ

者共不入ノ筈ニ其節ノ奉行衆ヨリ被仰付置候処ニ、貞享四卯ノ八月十六日ニ永谷村ヨリ押シ入、喧(喧、以
下同)咲花ニ成り、双方ニ手負有、明ル十七日ニハ永谷ヨリ上鉢山・倉見両村ヲ加リくミ、ほうか谷ヘ押シ入、又喧咲ニ成、それヨリおこり同廿四日ニ永谷・倉見・上鉢山ヨリ目安上ゲル、香住村も立石ヘ加リ喧咲仕ルよし申上候ニ付、香住より口上書九月四日ニ上ゲル、立石ヨリ返答書ハ九月二日ニ上ル、其節ハ源之丞殿・角右衛門殿・善右衛門殿支配ノ砌り、霜月上旬ニ山絵図ノ儀被仰付、同廿五日ニ湯島伝兵衛を呼寄せ、相手三ヶ村此方ハ立石・香住、以上五ヶ村ヨリ賄、漸明ル辰ノ二月中旬ニ出来、同廿七日ニ絵図上ル、

其砌りハ郷右衛門殿・十郎右衛門殿・角右衛門殿此三人、則三月廿一日ニ郷右衛門殿宅ニテ双方ノ口上御聞、対決迄有り、其後七月廿八日ニ論所見分有、其砌ハ奉行衆かさミ南条殿・秋庭殿・吉右衛門殿・

市太夫殿此四人、下目付原園右衛門殿・小頭兩人・

御足輕六人・御郡代ノ下役小谷仁左衛門殿・御絵書
山村八左衛門殿・御分知御代官河合弥兵衛殿、右ノ
衆中御出見分有、郷右衛門殿御用番ニテ御出無之、
扱九月六日ニ御会所ニテ御仕置、桜井与五右衛門殿
・大槻安右衛門殿・御目付五人ノ内市太夫殿俄ニ江
戸ヘ御越、残り四人、以上六人列座ニテ双方対決迄
被聞召上、永谷ノ庄屋申形不届有之由ニテ閑門被仰
付、漸御免ニテ辰ノ十月ニ落着、其趣ハ、

出石郡長谷村・倉見村・上鉢山村と立石村論山

裁許ノ覚

一倉見・永谷・上鉢山三ヶ村ノ者申候ハ、立石村抱山
ノ内ほうか谷ノ儀、古来ヨリ三ヶ村も入相申場所ニ
テ候、然ル処、寛文五巳ノ歳ニ立石村ヨリ三ヶ村ヲ
指留可申との企新規、永谷村ヨリ喜十郎と申者、薪
木取參候へバ立石村又次郎と申者手ヲ負セ申ニ付、

喜十郎ヲ又次郎方ヘ遣候ヘ共、喜十郎親類共疵ノ程
彼是氣遣ニ存引取申候、則其節双方及諍論於奉行所
ニ致対決候ヘバ、理非ノ儀ハ後日ニ可有決断候、其
間ハ三ヶ村共入相候様ニとの儀ニ付退出仕、夫ヨリ

以来、其趣ヲ以入相候処ニ又此度永谷村ノ者共伐取
ノ薪木ヲ立石村ノ者新法ニ奪取、其上散々ニ令打擲
之由訴之、立石村ヨリ答ノ趣ハほうか谷ノ儀、古昔
ヨリ立石村ノ抱山ニテ香庄村ハ入相候ヘ共、其外ニ
入相申村ハ無之処ニ、寛文五年ニ永谷村ヨリ新法ニ
押入候ニ付指留、早速奉行所ヘ申断候ヘバ、其刻双

方及対決候ヘ共、即席ノ落着も無之候、然ル上ハ永
谷村ヨリほうか谷ヘ入候儀、先停止ノ旨、其節ノ奉
行所ヨリ差図有之、其以後永谷村ヨリ入相ノ儀無之
処ニ、今般又々押領ニ入來候故、鉈・鎌押取候ヘバ、
還て立石村ノ者共蒙疵候、剩此節ハ倉見・上鉢山兩
村も永谷村と一味仕、及訴訟ニ候段、弥以新法ノ由

申之ニ付、論所令見分対決ノ上申付候趣ハ、永谷・倉見・上鉢山三ヶ村ノ者申候ハ、寛文年中出入ノ節、是非決断は雖無之候ほうか谷へ入候儀ハ、先年ノ通入相候様ニと奉行所ヨリ裁断有之由申候ヘ共、右ノ申分ノ通ニ候ヘバ、出入ハ其節三ヶ村ノ理分ニ可相濟ノ処ニ裁断ハ無之、山ヘハ入候ヘど了簡有之由申候、此段理外ノ申分ニ候ヘバ、全ク偽りと相聞候、并立石村又次郎儀永谷村喜十郎ニ手ヲ負、又次郎狼藉ノ様ニ申候、其節又次郎理不尽ニ極たる儀ニ候ハバ、論所ニテ致候事ニ候ヘバ、旁以存念可相達処ニ、左様も無之段、山盜人ノ儀故、其分ニテ相止候と聞候、其上入相ノ場所ニテ候ハバ、三ヶ村並立石村・香住村都テ五ヶ村ノ者共、日々ニ互ニ出合可申候ニ候ヘ共、其儀無之段、忍々ニ入候故と相見候、加之、寛文五巳ノ歳、諍論ノ節モ、此度のごとく三ヶ村一致ニ及訴訟ニ候由、雖申之、再三遂吟味ノ処ニ倉見

・上鉢山両村ノ儀ハ目安ニ判形不仕、永谷村老ケ村致判形候由、三ヶ村ノ庄屋申之候、一等ノ訴状ニテ(執、以下同)候ハマ、一ヶ村迄判形可致道理無之候故、其節ハ一ヶ村ノ諍論ニテ候処ニ、此度両村相加リ候段、倉見山ハ不及申、永谷共ニ虚言ノ申分、不届ノ至りニ候、且又、近在五ヶ村ノ者共ニ神文ノ上ニテ論山ノ次第相尋候処、安良・森尾・三宅三ヶ村ノ者ハ、古今ノ様子曾テ不存候由申之、口小野・奥小野両村ノ者口上ニ論山ノ儀理非ハ不存候ヘ共、永谷・倉見・上鉢山三ヶ村ノ者共、小野両村抱山ヘ盜入候節、追上ゲ候ヘバ、立石村論山ヘ参候、其時立石村ノ者共追散シ候ヘバ、退去仕候段、度々及見候由申之候、然ル上ハ彼是以永谷・倉見・上鉢山三ヶ村ノ申分、非分ニ候間、向後ほうか谷へ入候ハマ可為曲事候、立石村ノ儀ハ、弥古来ノ通、可令進退之者也、

右ハ論所見分ノ上、老中列座ニテ再三遂吟味、於

対決ニ表書ノ絵図ニ加印判、双方ノ間ヘ出置候条、此旨相守、永ク不可違失者也、

湯浅郷右衛門

貞享五年辰十月八日 南条十郎右衛門

山田吉右衛門

秋庭角右衛門

永谷村庄屋

角兵衛

倉見村庄屋

孫左衛門

上鉢山村庄屋

助十郎

立石村庄屋

九郎右衛門

同村

年寄百姓中

右ノ通ニ被仰付、絵図立石村ヘ渡ル、其節大庄屋宮

内村市郎右衛門・荒木村六郎左衛門、
(山論の以後の経過は四八三ページ参照)

一貞享五辰ノ春、木食聖人、公方様ヨリ御廻シ被為遊
候由ニテ、国々ニテ御馳走食ハ白いたいたう・とうふ

・黒豆、御聖人ハ二汁七菜、御家老山口長十郎殿其
外同宿衆ハ二汁五菜ノ料理ノ由、因幡ヨリ御越、養
父大明神ヘ御参詣ニテ、二月晦日ノ夜養父ノ市場ニ
御一宿、明ル三月朔日ニ出石ヘ御越、其夜御滞留、
御宿龍野屋孫太夫、山口長十郎殿ハはりま屋九郎左

衛門、二日ニ中山ニ御一宿、三日ニ丹後宮津ヘ御越、
宮津ニテ似セ事顯、夫ヨリハ何国ニテも馳走無之由、
右ノ横道御上聞ヘ達、聖人ハ式拾ケ國御追放、長十

郎ハ被行死罪ニ候よし、

一辰ノ春、播州姫路の守護本田中務様御家中ニテ山口
儀右衛門と云者、主人ヲ討、欠落致たる故、御上聞
ヘ相達シ、国々守護(多)ヨリ御吟味有之候由ニテ、
爰元も御改有り、右の者行衛終ニしれざるよし、

一巳ノ夏、大庄屋所務相止、郡々ニ御代官極ル、則下

郡半分ハ村野四郎左衛門殿、田中新右衛門殿、

一巳ノ春、三宅村四郎太夫ヨリ奥野村庄屋次郎右衛門
方ヘ茅ノ所望ニ状遣、入相ノ山ヘ所望ノ状遣候段、

以後三宅村ノ難ニ可成候ニ、夫ニ不構、状遣候段不届ノ由ニテ村中一等致、四郎太夫親子ヲはづし申ニ付出入ニ成り、五月廿一日ニ南条殿宅ニテ御評判ニ成、一等仕ル事誤リニ成、庄屋小右衛門・又彦右衛門(頭領)ハ頭料ノ科ニよって此兩人籠舎、我等徳右衛門前ニ差出候故、兩人口上も御聞被成候、

「四郎太夫は彦次郎先祖」

一元禄三年六月六日、若殿大和守様御初入、同九月十三日ニ福成寺ニテ御相撲有り、大関訓谷村ノかないかり・祢布村松風、訓谷勝、せきわき小田村餅屋・安良村松風、小田勝、小結出石ノなげざん宿南村姥本松、出石勝、小相撲ノ関網場村小砂・豊岡小桜、豊岡勝、関脇宵田町米虫・川原町若草、米虫勝、小結浅間村日暮シ・裏町小桜、裏町勝、外ニ豊岡ノ勘十郎子藤繩弥市と名乗、小相撲ヲ上手ニ取り、鳥目五百文押領、尤結ノ面々へハ負勝共ニ鳥目押領、行

事宵田町利兵衛・福井村吉左衛門、此兩人百疋ヅヽ、明ル未ノ三月ニ手辺龍野屋太郎兵衛宅へ御成有ル、一同八月六日ノ夜、出石構口ニメ殺シノ女有、其明ケ方豊岡通ひノ駕屋共見付、早速相断候ヘバ、御役人見分ノ上此女常々近付ク者ノ義、御穿鑿有之處ニ出町ノ淨念と云道心坊ニ近付ク由、此道心其比如来寺住持忍誉と云長老、京都ヨリ召連被越候者也、右ノ殺シしつれざるゆヘ、明ル七日ヨリ淨念せめられ、不思議出来ニ付、八木町休西と云者ノ後家せめられ、それヨリ忍誉京ヨリノ弟子（忍達）せめニ逢、それヨリ又納所ノ角兵衛と云者せめニ逢、是ハ白定(状、以下同)也ズ籠ノ内ニテさる物ノゑりさき首をメ死ル、右休西後家・忍達兩人ノ口上ニテ大形相知レ申ニ付、九月六日ノ夜忍誉ヲ御城ノ志ぶ藏へ追込、小頭老人・御足輕四人・役人武人、以上七人ヅヽ、昼夜番、同十日ノ夜長老せめられ、早速白定せられ候ハ、彼女

角兵衛ニ手伝為致、メ殺シたるよし被申候故、又志
ぶ藏ヘ追込置、十月廿三日ニ忍督ヲ馬ニ乗セ町中引
渡シ、構口ニはりつけ、角兵衛死たる者ヲ打首ニメ
ごくもん、

一同十月廿六日ニ立石村九郎右衛門と三宅村彦右衛門
出入、郷右衛門殿ニテ御聞被成候、我等も前ニ指出
候故罷出ル、其日ハ不相済、追テ十郎右衛門殿宅ニ
テ又双方御吟味ノ上、やり取なしニ落着申由、其節
我等ハ不参候、

一同極月廿四日ノ夜、^(加陽)かや吉兵衛子権右衛門と云もの
さしころし長持ヲさがしたるよし、明ル二月中旬迄
公儀詮儀有之候へ共、子細不知レ、其節町組太兵衛
と云人少シノ誤りニテ追放、前ニ少悪説有、夫故か
とさゝやく、

一出石八右衛門と云者ノ訴訟ニテ午ノ霜月下旬ヨリ極
月初比迄勧進相撲有、大関因幡ノ山ノ井権之助と云

シ出石唐兵衛と勝負不首尾、其上雪降積ル故相撲崩

レル、極月ニ至雪ヲ凌キ芝居、田舎ニハ稀物ト云、

一未ノ八月ニ京都ヨリ三宝院様城崎ヘ御湯治、則八月
廿三日ノ夜出石ニ御逗留、御宿ハ御使者宿ヲ造作、

掃除有テ是ニ御一宿、古今珍敷儀と諸人拝見ヲ願居
ル処ニ、出石・豊岡共御法度ニテ老人も不被出、

一同極月廿二日ノ夜ヨリ備前守様御病氣ニテ同廿六日
ニ御逝去、京都諸司代(所)ヘ御断ハ堀兵庫殿・秋庭角右
衛門殿、此御返答御待、明ル正月二日ニ御吊(弔)有り、

江戸若殿様ヘハ桜井平兵衛殿、

御法名

法雲院殿前備州大守貫翁紹通大居士

一申ノ三月十一日ニ(小出英益)大和守様ヘ御家督被仰付候由、同
十九日ニ申来ル、

一備前様御病中ニ無沙汰有之由ニテ羽田元順老申ノ四
月三日ヨリ閉門ニテ五月廿一日ニ晴明、其儘御暇、

則廿一日ノ曉ニ出石ヲ退去、

一大和守様申ノ十月上旬ヨリ御病氣、同十日ニ御逝去
ノ由江戸ヨリ申来、所々肝ヲつぶす、

御法名

集雲院殿前和州大守淳嶽紹貞大居士

右大和様ニ御実子無之、御從弟藏人様ヲ御養子ニ被

成度旨、御病中に被願立、首尾能被仰付、御名も播小出英長

磨守様ニ改り、極月九日ニ御家督渡り候よし申来、

一申ノ三月十八日ヨリ奈良大仏開眼ニ四月八日迄万僧
供養有、堂普請ハ未ノ歳ヨリ取懸り、申ノ歳迄兩年
ニ漸柱九本出来ノよし、

一右申ノ歳高野山行人方と学料方と出入出来、同七月

ニ紀州橋本ニ新規ノ籠屋并御会所御普請有テ、江戸

ヨリ寺社御奉行御老人・御目付御老人御越被遊、御
詮議有之、其間紀州様ヨリ口々ニ御番人被付、參詣
ノ往来も相止、出入ハ行人方非分ニ付、僧衆於橋本

ニ籠舎、其後八月下旬ニ籠船被仰付、一々西國御大
名方へ御預ヶ被為遊、其後行人方僧衆改り申由、尤
参詣ノ往来、古昔ノ通、

下郡立石村仁左衛門と香庄村八郎左衛門出入
裁許ノ事

一仁左衛門申候ハ、私儀香庄村八郎左衛門と申者ノ梓
ニテ御座候、親存命ノ内ヨリ立石村ニ奉公仕罷有候、

本ヨリ親小身者ニテ御座候ヘバ、兄、今ノ八郎左衛
門役介ニ成不申様ニト存、親死後ニモ奉公相勤、其
儘立石村ニ住宅仕候、然ル処ニ今ノ八郎左衛門手前
七年以前卯ノ暮及難儀候故、■■沢高三石八斗余ノ

所質物ニ取本米武石五斗取次候処ニ、八郎左衛門方
ヨリ元利の算用埒明不申候故、質地相渡シ候様ニと
數度催促仕候ヘども、八郎左衛門承引不致候、縦取
次米無之とても親持來りノ沢地ニテ有之候ヘバ、半

分ハ私も可取道理ノ物、殊ニ取次米不埒ノ上ハ土貢可申子細無之處ニ理不尽ノ儀申懸ル由、訴之、八郎左衛門答ノ趣ハ仁左衛門儀自分ノ働ニテ立石村ニ居住仕候様ニ申懸ケ候、中々左様ニテハ無之候、右立石村ニ年来寵有候ヘバ、其儘住居致度よし、仁左衛門願申候ニ付、相応ノ住宅私方ヨリ仕渡シ、其上親ヨリ持来ノ内畠方茶園迄相添遣し居住為致候、并七年以前ノ借米ニ付、私理不尽申懸候との儀是以相違ニテ候、右卯ノ暮借米ノ儀ハ明ル辰ノ歳ヨリ未ノ歳迄、沢地仁左衛門ニ作為致、此四年ノ作徳ヲ以武石五斗ノ本利相済候由申之ニ付、双方遂吟味申付ル趣ハ、仁左衛門申候ハ親抱高ノ内八郎左衛門方ヨリ聊も割打不申候様ニ雖申之、再三遂吟味ノ処ニ新宅ヲ持、畠方茶園迄遣候儀明白ニ相聞候、并取次米ノ儀元利不埒ノ由申之候ヘども、四年ノ内作致し候沢分下作米八郎左衛門方へ渡シたる証拠も無之、年貢通ニも入

下郡香庄村玄徹後家と同村小右衛門出入
裁許ノ覚

一 後家申ハ旧臘玄徹病中ニ譲り状相認、当村与三右衛門ヘ渡シ置申候との儀ニテ、玄徹死後ニ与三右衛門相渡候、其紙面ニ隠居分ノ内上田壱反三歩・林山壱ヶ所ハ小右衛門女・同悴小万・藥箱・書物ノ類ハ同虎松、田方三ヶ所ハ三宅村慈等寺、畠方三ヶ所ハ私悴小左衛門、花園・林堺ヶ所宛・家・諸道具・屋敷・竹木共ニ私ヘ譲り申候との書置ニテ有之故、其趣

方相見ヘ不申上ハ、八郎左衛門申形ノ通取次米ノ方ヘ引取候物と相見ヘ候、然ル上ハ彼是以仁左衛門申形非分ニ極り候、尤兄ヘ対シ理外ノ申懸ケ不届ノ至りニ候、向後右ノ沢地ニ障り申ニおいて可為曲者也、右ハ酉ノ卯月廿八日ニ南条十郎右衛門殿宅ニテ被仰付、其節御奉行郷右衛門殿・角右衛門殿共ニ三人、

ニ銘々支配可仕覚悟ニ有之候処ニ、小右衛門差出寺付ノ田地并私親子へ譲りノ畠方・茶園・林山・竹木共心儘ニ相捌、其上私儀家ヲ罷出諸道具相渡候様ニと理不尽申懸ケ候故、当所庄屋年寄へ相断候へども

時明不申由訴之、小右衛門答ノ趣ハ、私儀玄徹一子

ニテ本宅相続仕罷有候、然バ玄徹隠居分ノ諸色余仁ヨリ聊構可申道理無之処ニ、玄徹召仕ノ下女其身並猝小左衛門共品々譲り受候との儀ニテ、我儘ノ勤仕候、尤親菩提ノ儀ハ毎迄も私^(弔)吊申儀ニ有之候ヘバ、慈等寺へ寄進ノ義、得其意不申由申之ニ付、双方吟味ノ上申付ル趣ハ小右衛門申候ハ右ノ後家當分召使ノ下女ノ由雖申之、玄徹先妻死後數十年ノ内相勤、猝小左衛門共諸込罷有候上ハ後妻ニ相極り候、依之玄徹ヨリ相応ニ譲り置申物と相聞候、第一小右衛門

儀、一旦大分ノ田畠家財迄申請罷有候上ハ此度妻子夫々へ玄徹譲り置候品々ニ付、小右衛門土貢可申子

細無之候、則譲り状遂吟味ノ処、玄徹手跡ニ紛無之候、庄屋年寄申之、然ル処ニ小右衛門理不尽ノ申懸ケ不届ノ至リニ候、向後玄徹譲り状ノ面妨申ニおるてハ可為曲事候、

「玄徹小右衛門茨木氏也、其子孫不知」

一慈等寺へ付置田地ノ儀、寺領と申儀ハ天下御通法有之候ヘバ、我がまゝニならざる事也、然ル上ハ香庄村並ノ年貢上納諸役相勤、永久可有所持候、其外玄徹ヨリ申受ル面々共、右紙面ノ通永ク可令支配者也、右ハ双方対決ノ上、譲り状委細遂吟味申付ルノ条堅ク可相守者也、

右ノ通酉五月十一日ニ秋庭角右衛門殿ニテ被仰付、其節鄉右衛門殿ハ江戸へ御越、十郎右衛門殿・右角右衛門殿御両人、

一酉ノ五月廿八日ニ小出三左衛門殿拾五人扶持ニテ在宅被仰付、氣多郡宵山村へ退去、是ハ仕置役ノ内誤

世

り多ク有之由ニテ、

近一 同六月四日ニ播磨守様御初入、湯浅郷右衛門殿御目付役こへられ旅家老役ニテ御伴、同九月十一日ニ經

王寺ニテ御相撲有り、大関出石唐兵衛・小田村たぐりなわ、唐兵衛勝、関脇称布村ねじふじ・出石白兵衛、ねじふじ勝、小結豊岡ノこすゞめ・浅倉村ノ小

桜、こすゞめ勝、外ニ関山ノ井棍之介、同^(脇)わき荒岩

市郎兵衛・前浅黄袖之助と云、勧進相撲ノ者共ヲ其

比御勝手賄京都久川次郎左衛門と云人雇出ス、則棍之介ニハ金武歩、市郎兵衛・袖之介ニハ老歩ヅヽ、行司茶屋ノ伴右衛門・清冷寺庄三郎、右結ノ面々、行司兩人共鳥目拌領、

一 同六月十一日ニ役替ヘ有之、秋庭角右衛門殿・樋口

惣左衛門殿・高畠佐兵衛殿・桂仁右衛門殿、郡奉行

御目付寺社方共、其節ヨリ小物成御代官捌ニ成ル、

前後已ノ春、西ノ下栗柄野村^(出石小出領)と須谷領太田村^(和泉陶器小出領)・万場村野

公事指おこり、江戸御きたニ罷成、四歩六歩程ニ被仰付、六歩程出石勝ノ由、

同断未ノ歳、八代さこ山入相ニ付、八代領と出石分土井

・松ノ岡・山本・芝・池ノ上此五ヶ村出入出来、江

戸御さたニテ六歩程出石勝ノ由、

一 西ノ三月ニ鈴木彦三郎と云者、江戸ニテ主人ヲ討、

欠落致たるよしニテ、此辺迄御改有り、其儘江戸ニ罷有、顯出候よし、

一 出石加陽屋長太夫代々一向宗福成寺旦那ニテ有之候

処ニ、酉ノ二月ニ法花宗^(高)本光寺旦那ニ成ル、依之福

成寺ヨリ本光寺・長太夫両所へ断有、其内長太夫伯

父分ノ加陽屋七太夫と云者、書付指出スニ付、三月

下旬ニ公儀御詮議ニテ長太夫誤りニ極り、閉門被仰

付置、其後宗鏡寺江甫和尚御出、長太夫一代法花、

子孫ハ一向宗福成寺旦那ニ立帰り申答ニ御扱、漸埒明、長太夫義七月十一日ニ閉門御免、其日ヨリ伯父

分七太夫閉門、是ハ福成寺へ腰押たる沙汰有、夫故

かと云、

一 越後守様御家^(*)頼中根長左衛門殿と云家老役ノ人、備
中ノ大守水谷左京様へ御預ヶ被為置候処ニ、左京様

御逝去、御子出羽様へ御家督相渡り申所ニ、出羽守
様御大病ニ付御養子被願上、相叶候内、出羽様御逝

去、剩御養子も引続ニ御逝去ニテ四万九千石ノ御家
相絶、出羽様御別腹ノ弟御家中へ遣し被置候ヲ新知
三千石ニテ被召出候由、依之長左衛門殿義備中ニ不

一 同九月五日ニ西村茂左衛門閉門、十一日ニ大小被押、
御足輕四人被付候て丹後境迄被送候、是ハ村々ニテ
余り奢有之候由ニテ、

一 被置、出石へ御預ヶ、則元禄七戌ノ正月四日ニ出石
ヨリ竹田弥左衛門殿・中野助左衛門殿被遣、同十六
日ニ受取被帰ル、

一 久千代様戊ノ霜月ニ御出生ノ由申来ル処ニ、無程播
磨様御病気ノ由、極月十五日ニ申来、堀兵庫殿・樋
口与右衛門殿江戸へ御越ノ処ニ十七日ニ御逝去ノ由
同廿三日ニ申来ル、

右御法名
仙峰院殿前播州大守休心大嶽大居士

一 亥ノ二月十四日ニ久千代様へ御家督被仰付候由、廿
日ニ申来、廿一日ニ在々へも御触有之、

一 同八月五日ニ御代官替有之、下郡田中殿替り牧田与
三兵衛殿、

一 同極月十二日ニ、樋口惣左衛門殿・樋口与右衛門殿
・九鬼田徳右衛門御暇、同十九日ニ平瀬兵左衛門殿
・田井角左衛門殿・原田六之丞殿・田中新右衛門殿
・高科小兵衛御暇、秋庭殿・高畠殿・桂殿役目御免、
替りニ遠山吉左衛門殿、永谷善右衛門殿へ被仰付候
所ニ廿五日ニ頓死、弟宮路作兵衛殿へ被仰付、右遠
山殿と御兩人御郡ノ支配、

一亥ノ歳度々洪水ニテ悪作、其秋免奉行遠山吉左衛門殿・桜井市郎兵衛殿・前田権兵衛殿・二宮三郎兵衛殿、則新古ノ地績ヲ引、有反ノ立毛ヲ平均、三畝十五歩ノ有毛ヲ取、五ツ七分ノ曲尺相ヲ以物成御積り、前後一戊戌、京都ノ町人、久畠村ノ者と及出入、桂仁右衛門殿月番ノ節、出入評判ノ上、京者利分ニ被仰付候へバ、翌日其礼ニ罷出、一首

たのめ只天の氣色ハ曇なく月の桂の願の清きに

一亥ノ夏、(谷)菅荒木村・福見村山出入、荒木非分ニ落着、六郎左衛門大庄屋・小庄屋迄御召上ヶ閉門、替り大庄屋伊豆村甚左衛門・小庄屋荒木村六郎右衛門、

一樋口与右衛門殿屋敷、本屋ヨリ座敷迄ハ御勘定場、奥座敷ノ方ハ公事裁許場ニ成、是ヘハ裏門ヨリ出入有ル、但、子ノ正月廿七日ニ極ル、

一当村九郎左衛門と聟太右衛門出入、子ノ七月六日ニ右ノ屋敷ニテ御聞被成、高拾石本屋家財共弥極ノ通

太右衛門、沢分谷田わせ地ヲ九郎左衛門隠居料ニ被仰付、太右衛門女九郎左衛門ヘ不孝不仕候との申わけも相立、太右衛門利分ニ相済、遠山吉左衛門殿・宮路作兵衛殿、御勘定川上武左衛門殿・川合茂太夫殿、御目付西村安右衛門殿、

一子ノ八月ヨリ御家中無役ノ衆、知行高百石五人扶持ニ被仰付、中間闇取ニテ三歩一老年宛五人扶持、其内ハ奉公御免ノ筈、

一同十月ニ伊佐村新田公事、桜井右近利分ニ済、一同十月廿二日ニ久千代様御逝去ノ由、同廿七日ニ申来候ヲ惣家中・町・在ヘは晦日ニ触有り、札両替不埒ニ付、札場並鍋や三郎右衛門霜月朔日ノ五ツ比ニ崩ス(打壊ス)、手辺龍野屋与三兵衛ハ同日八ツ時分ニ崩ス、伊佐村新田共ノ家・手辺龍野や出作安良町作兵衛・

永谷かすミノ沢新田鉄屋十郎兵衛家ハ霜月二日ニ崩ス、同日ニ山ノ中芦谷村ノ庄屋三郎右衛門ハ鍋屋ヘ

押入、弘原中村太郎右衛門ハ沢原九郎左衛門ヘ押シ
入ルヲ先役人衆とらへ籠舎、御代官様へ付渡り、漸

明ル壬二月ニ出籠、

一御在番ニハ丹波亀山ノ大守久世出雲守様、

一御代官、大坂ヨリ小野朝之丞様・石原新左衛門様、

一御勘定、江戸ヨリ岩出瀬兵衛様・能瀬権兵衛様・萩

原數兵衛様、

一御目付、江戸ヨリ永田弥左衛門様・西尾藤兵衛様、

右ノ御衆中様極月五日ニ出石ヘ御越被遊、六日ノ明

ヶ方ニ城御受取、扱先役人衆ハ明ル二月十六日ニ出

石ヲ御退去、

一伊佐村新田ノ家崩シたる科ニよつて浅間・宿南両村

ノ庄屋・年寄、極月廿六日ニ籠舎、漸明ル初ノ二月

ニ浅間ノ新右衛門・宿南ノ伊右衛門出籠、残テ庄屋

・年寄ハ閏二月ニ出籠、

一鍋屋三郎右衛門・龍野や与三兵衛家崩シ候節ヨリ豊

岡ニ隠レ居テ、右江戸御役人衆御越ヲ道中ニ待請、
御目安差上ゲ、則何れも様御意ニテ御伴仕、出石ヘ
帰参、

一松平伊賀守様丑ノ壬二月ニ出石ヲ御拝領ニテ、四月

晦日ニ伊賀様御家老御越、受取渡有、此時御目付ニ

ハ江戸ヨリ馬場三郎左衛門様・井上外記様御越、出

雲様ヨリ城御請取、伊賀様御家老衆ヘ御渡被遊候、

「元禄十五年松平伊賀守忠徳公武州岩槻ヨリ御引越」

一子ノ歳納り米ハ先御家中衆ヘ被下、不納ノ分ハ明ル

丑ノ春迄ニ石別三拾六匁ノ御直段ニテ銀納也、町・

在ハ段々米直上り六拾貳匁參匁迄ニ成候ヘ共、村々

ヨリ御免相ノ訴訟申上候処ニ、先役ヨリ付ケ渡りノ
帳面御破り難被成由ニテ、其代り御救として右下直

成ル御直段、御代官様御手代ノ内ニ松島条右衛門殿

・松島專右衛門と云発明人有り、并岩出瀬兵衛様御

勘定頭のよし、

世
一寅ノ春ヨリ佐野村川公事差おこり、同夏口佐野村ヨ
リ江戸ヘ参、八月ニ御裏判出石ヘ付ル、尤相対絵図
被仰付、八月末ヨリ九月中ニ出来ニテ、豊岡分口佐

野庄屋勘四郎年寄共大庄屋六地蔵村加左衛門、出石
分奥佐野庄屋三郎右衛門年寄共大庄屋清冷寺村宇左
衛門、右ノ者共十月ニ江戸ヘ参ル、明ル卯四月ニ御

見者として相馬小次郎様・岡田五右衛門様此御兩人
御越、場所御見分有、其後双方又江戸ヘ参、出入落
着、出石方非分、

一同七月■出入出来、双方ヨリ書付指出シ候へ共、

不埒ニテ終ニハ下■寄り地沢分

■此通ニ扱之済、

(中略。六二二ページ、遊行上人回来の項参照)

一辰ノ春御領ヘ御巡見様方御越被遊、山ノ中矢根村ヨ

リ出石通りニ糸井ヘ御越被遊、此御昼休出石、則

御宿ハ鍋屋・龍野屋・八木屋此三軒、氣多下郡ノ人

足ニテ奥山迄奉送り、尤大庄屋衆も袴羽織ニテ罷出
候、我等も人足才料(室領)ノタメ奥山境迄参ル、

一辰ノ夏、御家老菅谷隼人殿在宅被仰付、氣多郡堀村
ヘ引越、

一午ノ春、当村五兵衛、豊岡紙屋加左衛門と出入有、
五兵衛利分、

一午ノ夏以来未ノ歲迄、五兵衛・与三右衛門出入ニ取
結、不落着ノ内ニ与三右衛門ハ未ノ霜月廿七日ニ死
去、

「五兵衛ハ与三右衛門先祖、今」

一未ノ暮ヨリ申ノ春ヘ至り母と五兵衛出入ニ取結、三
月ニ御代官角左衛門殿ニテ一応御聞、其後郡奉行山

本市左衛門殿ニテ対決有テ、後ニ五月十八日ニ五兵

衛籠舎、色々詫言ニテ六月七日ニ出籠、

未ノ秋ヨリ永荒ノ場所新発ノ御吟味被仰付候故、村
中水呑迄神文ノ上ニテ相改候処ニ、永荒ノ内田方ニ

テ四石四斗余、畑方ニテ起帰り本斗ヘ入、其節ノ新

田高四石三斗三升・新畑高三石三斗七升、此内貳斗

四升戌ノ暮御年貢上納ノ筈、

一五郎右衛門・五兵衛兩人分ニテ畑高四畝六歩、戌ノ暮

ヨリ田方御年貢上納申答ニテ酉ノ春願上ヶ田ニ成ル、

一 戊ノ春御所替ニテ越前守様ニ御代ニ成り、夏中ニ段

々御入替り有、

一米屋彦左衛門戌ノ暮ヨリ御拵米ヲ肝煎、其節かけや

江原屋長兵衛、

一亥ノ歳ヨリ彦左衛門ヘかけや被仰付御用ヲも弁ル、

其後丑ノ八月ニかけや被召上、替り和泉屋勘九郎、

彦左衛門手鍵閉門ニテ明ル寅ノ春御^(頃)捨免、

一栗田弥三右衛門殿、丑ノ八月ヨリ繁昌ニテ加増立身

ノ処ニ不届有之候由ニテ寅ノ四月十一日ニ被追込、

其儘屋敷ニ座敷籠、老徳右衛門ハ籠舎、

一右彦左衛門寅ノ夏ヨリ又かけや相務、御用ヲ勤ル、

一寅ノ歳御巡見様御越被遊、同六月九日ニ当地ニ御滞

留、伏見主水様・山本八右衛門様・大久保平左衛門様、

一 弥三右衛門殿、寅ノ夏^(伊木)いぎ町木ノ下甚五右衛門殿屋

敷ヘ被追込置、明ル卯ノ四月十四日ニ小頭雲右衛門

ヘ被仰付打首、徳右衛門ハ籠ノ前ニテ打首、

「宝永三戌年、仙石越前守政明公信州上田ヨリ

御引越」

小出様

御知行高五万石

内

武千石 倉見付

千石 山本付

千五百石 大藪付

千五百石 土田付

メ六千石

此分、内取ニテ有之候処、久千代様御不

幸ノ節ヨリ御直知ニ相成ル、

千石 矢根御銀山付

但シ、口矢根・奥矢根・唐川・木村・太田

市場・中山以上六ヶ村、

残テ四万三千石、是ニ小出大隅様御跡西ノ下八ヶ

村・椒四ヶ村・竹野谷廿七ヶ村、右村高五千

石相添、都合四万八千石伊賀守様御拝知ニ成

(松平忠潤) ル、是ニ又播州ニテ壹万石相添五万八千石仙

石越前守様、

「此冊子は足立惣左衛門法諡端山是休居士の筆録な
(香住村イ)

り、如何なる故にや、養父郡上箇村片岡某の家に
持来る、某も亦其来由を知らず、天保丙午の秋、

(申カ) 癸巳天保四年

藩中井上君借読し、余ニ見せらる、一見して其手

筆なる事を知る、記する所、一々徵とするに足るものあり、然とも他の家ニ在ては一箇の故紙に同

し、又余が家ニ在ては、実ニ家の記録たり、故ニ
今一本を写し片岡某ニ贈り、此原本を請求て、余
が家に藏し、永く子孫ニ貽すと云、

時嘉永元年戊申冬十二月

六世外孫満八十叟 田井惣助謹誌

2

猪子一清 〔一新世履歴録〕 〔一代記〕 〔拔書〕

兵庫県史編集室蔵

○「二新一世履歴録」と「二新一代記」は大部分が同じ内容
で、どちらかが原本で片方が清書本かとも見られる。ここ
は両方から適宜抜書したものを掲げた。

カツキヨ 一新字子徳、幼字謙三郎、後改称左家太、号瓶城、

一二月十六日亥上刻出生致候、

一四月二十九日、於宅高厚公被遊御誕生候、御生母於
千枝方京都にて生、小山斎宮女、三月君公御參勤の

節より宅へ御預け相成、御誕生後御暇被下帰京被致、

母上様御乳被指上、某には乳母被下候、天保七年中

臘月迄宅へ為在候処、翌天保八年丁酉正月父上様御

出府に付、西御門内御長屋へ被遊御引移候、

丙申天保七年 某四歳

一母上様御妊娠の処、十月十七日夜より御流産にも可

被為義哉の御容体に有之、十八日夕より御病氣御指

重崩漏の御症にて夜亥刻頃御逝去被成候、御年三十

四、御謚知了院殿、同月二十日七時興國寺山に葬、

丁酉天保八年 某五歳

一二月十五日当母上様舟木共定君の御養女にて御入、
(直温)

御婚姻御済被成候、

辛丑天保十二年 某九歳

一二月九日卯刻、他吉出生致候、

四十二歳の二歳児は世俗の処忌に候処、父上様今年

御歳四十一に付、他吉義は本姓名乗らせられ候、(嘉

永元年三月朔日死去)

一五月十八日

(高太)
若殿様被遊御逝去候、御謚賢良院殿、

一八月二十四日、高厚公御発駕御出府被遊、無程御嫡

子の御願に差出候処、御願の通被仰出候、

甲辰弘化元年

一十二月十五日、左織様(新兄)前夕御用召に付、坂本直記御

同伴被成御出仕候処、御用番舟木共定君より左の通
被仰渡候、

御自分義年齢にも被相成候に付、御近習給人列、

被召出御扶持方七口被下之、奥詰被仰付候、入念

可被相勤候、尤御礼席生駒要次席の事に付、此段

申渡候様被仰出候、尤嚴敷御省略に付、御年限中

御扶持方の内半方被成下候、難渋には可有之候へ

共、御供御使者等仲間申談可被相勤候、

乙巳弘化二年 某十三歳

世近一三月十一日、君公為御參府御発駕被遊、左織様御供
御出府、紀州公儒官遠藤先生へ御入塾被成候、

先生、名泰通、字士同、小字勝助、号白靄義斎、

一三月十七日、父上様より御母上様御義左織様并某義
母に御座候處、養母に被仰付候旨御用番舟木共定君
へ被仰達候、

一七月十四日子刻(後舟木直義妻)八百出生致候、

丁未弘化四年 某十五歳

一左織様御義御病氣に付、御帰発被相□蒙仰、四月十

日江戸御発途、京都にて新宮涼庭へ診察相頼被成、

四月二十七日御帰郷被成候、

一六月二十一日辰下刻、兄上様御逝去被成候、御歳二

十一、御謚蘭亭、同月二十二日夕七時興國寺山に葬、

一九月二十九日、(高行)殿様被遊御逝去候、御謚成義院殿、

一十二月二日、高厚公御用召に付、為御名代鍋島紀伊
守様被成御登城候處、御家督無御相違被為蒙仰候、

一五月二十一日前夕、御用召に付、木下右源太同伴罷

一同月十五日、(高厚)御登城(徳川家玄)慎德院様へ初て御目見被遊、御

家督の御礼被仰上候、

一同月二十八日、月次初て御登城御礼被仰上、御居残
にて御叙爵被為蒙仰、依之御官名御窺の通飛驛守様
と被遊御改候、

一当冬於江戸、父上様より某義御嫡子に被成度旨御願
被差出候處、御願の通被仰出并来春年始御祝詞為申
上度旨御願の處、是亦御望に被任候、

戊申嘉永元年 某十六歳

一(正月七日)同日御元服御祝式被為済候、

一三月四日、殿様御義高家畠山長門守様御宅に於て御
官位の口宣被遊御頂戴候、

一四月二十二日、殿様初て為御在邑江戸御発駕、木曾
路御通行被遊、五月十一日被遊御在着、父上様にも
御供御帰着被成候、

出候処、御用番谷口十郎左衛門方より左の通被申渡、

右源太取合御礼申上候、

御自分義は末弟義には有之候へ共、格別の恩召を以て御近習給人列に被召出、御扶持方十口被下候、尤御礼席は同列上坐の事に候、

一同月二十八日、被召出の御礼申上被為受候、於御用席成^(高行室)桂院様江も御礼申上候、

一十二月三日、父上様御不快に付、御懈怠被成候、己酉嘉永二年 某十七歳

一三月五日曉子下刻、父上様御長逝被成候、尤御病氣虛癆の御症にて富永隆道・中田立卿御療治致候へ共、兎角御同辺の處君公より出石御医師池口徳郎・丹後浜詰高田泰一郎御頼相成、両人の処剤御服用、尚又八鹿国屋松軒も御診察致、種々尽御力候へ共、追々御疲労相増、終に御逝去被成候、御歳四十九、

一御病氣御指重の趣、君公御聽に達、御近習役塚原源

内を以御尋被仰出候、

一同日御退役御願出、御迹日御願書高階司進達致候、

一同月六日夕七時、興國寺山に葬、御謚臨保院殿、

一同月十一日中奥藤村馬之助を以て御香奐金二百匹被下置、名代高階司を以て御受御礼申上并同人を以て御用番へ当坐の御礼申上、出勤の上御礼申上候、

一同月十四日、君公為御參勤、御發駕、木曾路御通行、

四月二日被遊御着府候、

一三月二十五日、忌被指免出勤致候、

一翌二十六日前夕、御用召に付、罷出候處御用番谷口十郎左衛門方左の通被申渡、御受御礼申上候、

亡父長兵衛方被願置候に付、御自分へ為家督知高百三十石被下、御番頭格に被仰付候、此段申渡候様被仰出候、但御礼席同列新席且御人配に付、不勤被仰付候、依て外不勤並御借米の事

に候、

- 一 四月二日、殿様・成桂院様へ家督の御礼申上、御用
番谷口十郎左衛門方被受込候、
申渡、御礼申上候、
- 一 四月六日朝辰下刻、御祖母様御逝去被成候御歳八十、
入念可被相勤候、
番谷口十郎左衛門方被受込候、
- 一 四月六日朝辰下刻、^(高木空)御祖母様御逝去被成候御歳八十、
同月七日夕七時、興國寺山に葬、御謚梅香院殿、
御自分義勤仕被仰付、御徒士御馬支配被仰付候、
- 一 五月二日、^(高厚)君公依御用召被遊御登城候処、当秋駿府
御加番^(光真・近江・大津)分部若狭守様御代被蒙仰候、
同月二十三日、御徒士御馬支配誓詞致候、
- 一 五月二日、^(高厚)君公依御用召被遊御登城候処、当秋駿府
御加番^(光真・近江・大津)分部若狭守様御代被蒙仰候、
辛亥嘉永四年 某十九歳
- 一 九月十九日江戸御発駕、二十三日駿府へ御着、二十
正月二十日、大目附へ左の伺書差出候、
口上覚
- 一 五日御交代被為済候、
左家太
- 庚戌嘉永三年 某十八歳
- 一 九月三日曉より大風雨にて出水追々洪水に相成、某
宅床上を浸す事曲尺にて二尺七寸許に及、翌日に至、
右は私共先祖より附来候呼名に付、不苦義に御座候
はば相改申度、此段伺候、以上
- 一 漸引水に相成、五日夕下道往来相通、此度の水嵩二
丈二尺、
大目附中様
- 一 二月二日、君公依御用召御登城被遊候処、当秋大坂
御加番^(勝進・下総・結城)水野日向守様御代被蒙仰候、
同月二十五日御後番前田丹後守様と御交代被為済、
同月二十九日御着府被遊候、
同月二日、^(駿府加番)利賀、^(上野・七日市)御後番前田丹後守様と御交代被為済、
駿府御発駕、
十月十一日、御用番谷口十郎左衛門方より左の通被
より如左被仰渡、御礼申上候、

- 御自分義無滞被相勤候に付、御側役被仰付候、大
節の御役義尚更入念可被相勤候、尤御徒士御馬支
配在来の通の事に候、
- 一同月二十九日、当秋大坂へ御加番の節同処へ勤番被
仰付候、
- 一 同月二十四日大坂へ発足、二十七日到着、旅館へ留
(七月)
- 寓致候、
- 一同月二十九日晚七時過、君公御義御本陣麦屋重作へ
被遊御着候、
- 一八月朔日、御用番舟木靖共君より左の通被仰渡候、
御加番中御物頭取扱被仰付候、依之御頭組の者被
成御願候、
- 一同月四日、御先番水野日向守様と御交代被為済、麦
屋御屋敷へ被遊御着坐候、某并木下弥八郎・舟木靖
共君御小屋へ加宿致候、
- 一同月九日、御用番舟木靖共君より当分の内御小納戸
苦義に御坐候はば以御蔭追て引取婚姻相整申度、
- 御膳番心得被仰付候旨被仰渡候、
- 一大目附より右に付、谷口藤太夫・中江綾右衛門申談
相勤候様并御人少に付、金二両の勤方被仰付候旨通
達有之候、
- 一十一月八日、東岐藤沢先生初て御請待に相成、於□
講義有之候、
- 先生名甫、字元發、小字昌藏
- 壬子嘉永五年 某二十歳
- 一五月二日、御用番舟木靖共君より如左被仰渡候、
当秋御交代済(大坂城加番交替)の上帰発被仰付候、依之近格の御手
当路料被下候、
- 一同月二十五日、取次人伊藤善蔵を以て左の願書差出
(六月)候、
- 谷口十郎左衛門殿次女私妻に可致旨内約仕候、不

此段奉願候、宜御指図可被成下候、以上

年月日 姓名両判

御用席連名宛

一七月二日婚姻願の通被任望候、

一同月二十六日取次人前波矩輔を以て左の願書差出候
処、同月晦日被任望候、

口上覚

私義年来藤沢先生へ入塾修業仕度存念に御坐候へ
共、遠方の義不任心底罷在候、然処幸此度帰発被
仰付に付、御交代後入塾仕度奉存候、依之近頃自
由ヶ間敷奉恐入候へ共、二十日の御暇被下置候様
仕度、此段奉願候、右願の通被任望被下置候はば
以御蔭寛々修業可仕、難有仕合奉存候、此段宜御

演説被下度頼存候、以上

取次人宛

一八月七日、(氏良、美濃・大垣新田)御後番戸田淡路守様と御交代被為済、江
戸へ被遊御發駕候、八月二十日御着府、某義即日藤

沢先生泊園塾に寄寓致候、

一同月九日、古島武輔帰発致候に付、左の願書相託候、

口上覚

私義今般藤沢先生へ入塾の義奉願候処、被任望重
畠難有仕合奉存候、然処先頃より脚氣の症差起難
渋仕候に付、緒方洪庵と申医師へ診察相頼候(不)、
取敢服薬治療仕可然旨申聞當惑心配仕候、依之重
々自由箇間敷奉恐入候へ共、願日数の外に十日の
御暇被下置候様仕度此段奉願候、相願の通被任望
被下置候はば以御蔭寛々治療可仕難有仕合奉存候、
尤願日数の内にも全快仕候はば罷帰可申と奉存候、

右等の趣宜御演説被下度頼存候、以上

月 日 姓 名

一古島武輔より右願書八月十三日於豊岡御用番へ進達
致候処、十四日願の通被任望候旨申越候、

一九月八日大坂発足、十一日帰着致候、

一同月二十三日、婚姻の御礼申上、

(君公へ)坂本弥三左衛門方

被受込候、

一十月十八日、君公御義於江戸島津淡路守様御妹女様

(忠寛・日向・佐土原)

御引取御婚姻被為済候、

一一月七日、君公二度目御在邑として江戸御発駕、

東海道御通行二十三日被遊御在着候、

一二月二日、御用番谷口十郎左衛門方より御人少に

て当分御小納戸御膳番心得被仰付候旨被申渡候、

一同月二十八日、御用番谷口十郎左衛門方より左の通

被申渡御礼申上候、

来春御参勤の節御供勤番被仰付候、依之近格の御

手当路料被下候、

癸丑嘉永六年 某二十一歳

一二月朔日、御参勤御道中大押(おおおさき)差支の節御用人心得、御人

御人少に付御使者御取次心得被仰付候旨、大押坂本

弥三左衛門方被申渡候、

一三月十五日、君公御発駕、木曽路御通行、四月二日

御着府被遊、某御供着府致候、某并木下弥八郎義舟

木靖共君御小屋へ加宿致候、

一五月、息軒安井先生へ入門致候、先生名衡、字仲平、

亦以為通称、日向飫肥伊東侯の藩士、

一六月初旬、北亞墨利加船浦賀へ航來、郡下騒擾致候、

一八月十七日御用番より左の通被申渡候、

御自分義近海為御警衛御人数被差出候節出張、御

物頭被仰付候、大切の御場所柄にて尚更可被遂精

勤候、

一同月二十五日、右御手当として金二二両二分被下候、

甲寅安政元年 某二十二歳

一(正月) 同月、(米国)墨夷船航來致候、(二五二へ参照)

一三月十三日、御道中大押差支の節御用人心得、御人少に付御使者御取次并京都御使者被仰付候旨、大押

舟木靖共君被仰渡候、

一 四月二十八日、君公三度目御在邑として江戸御発駕、
東海道御通行、五月十五日被遊御在着候、某義御供
帰宅致候、

一 十二月二十五日、来春御参勤の節御供勤番被仰付候、
依之近格の御手当路料被下候旨、御用番谷口十郎左
衛門方被申渡、御礼申上候、

乙卯安政二年 某二十三歳

一二月二日御道中大押差支の節御用人心得并御人少に
付御使者御取次心得被仰付候旨、大押木下勘兵衛方
被申渡候、

一 三月十日、為御參勤御発駕、木曽路御通行、同月二
十七日被遊御着府、某御供着府致候、
(四月二十一日)
一同日、今度本所御藏火の御番被為蒙仰候、依之非常
出火の節御用人心得、御物頭方にて出張被仰付候、

御場所柄の義入念可被相勤候、右に付御手当被下候
舟木靖共君被仰渡候、

旨御用番被申渡御礼申上候、但為御手当金二両三分
被下候、

一 六月六日前夕、御用召に付罷出候處、御用番木下勘
兵衛方より左の通被申渡御礼申上候、

御自分義無滯被相勤候に付、御礼席同列上坐に被
仰付、御側御用人役見習并外伺奉札連名諸士御門
切手取扱被仰付候、尚更入念に可被相勤候、

一 十月二日、江戸地大震、死傷数万人有之候、此時水
府の忠臣戸田忠太夫・藤田誠之進庄死致候、
藤田先生名彪、字斌卿、号東湖、小字誠之進、始称
虎之助、

一 十二月六日前夕、御用召に付罷出候處、於御前無滯
相勤候に付御側御用人役へ昇進、表御用人兼帶被仰
付、御受御礼申上於御用席尚更御礼申上候、
御用番木下勘兵衛方より唯今於御前被仰出候趣に付、
為御役料(八木十五俵被下之候并若党一人御渡被成下)

候、旨被申達御礼相述候、

一同月十四日、御用人役誓詞致候、

一同月十五日、於奥御坐敷昇進の御礼申上被為受候、

干鯛一折献上致候、

一 奥方様・成桂院様へも以御時、御礼申上候、

丙辰安政三年 某二十四歳

一二月二日、於御前当度御在処への御暇被為蒙仰候は
ば、御供帰発仰付候旨被仰出、御礼申上於御用席
尚更御礼申上候、

一 四月三日、御用番より左の通被申達候、

西洋流調練御老中様方御見置有之候趣、
田守土岐丹波上野沼
(山城)

田守様より御頼、無御拵御次第も有之候に付、御自
分義御(高厚)在邑の節御供被差免候、尚御見置相済次第

早々帰発可被致候、

一 去る朔日御登城被遊候節、殿中にて大目付土岐丹波

守様より御直談の趣有之、依之今三日御挨拶、御使

一 海道御通行、同月十九日御在着被遊候、

一 同月十六日、於嵐山洋法練兵閣老方御覽有之、阿部

者御留守居儀貝喜馬太相勤、左の御口上控持參致候、

薄暑の砌、愈無御障珍重存候、將又今度勝鱗太郎(海舟)

様御門弟西洋流調練御老中様方御見置も御坐候趣、

然處當時鱗太郎様御留守中の義家来猪子左家太在

邑の節被召連候ては御差支にも相成候趣、去る朔

日於 殿中御名(高厚)へ御示談、彼是無御拵次第に付、

此度被指残候、其砌被申述候通、同人未熟の上若輩者重立取扱被仰付候處如何可有之哉、深被致心配、何分宜御指図被下候様御頼被申候、尤於在所

も同人へ被申付稽古為致度心組に御坐候間、御見置無御滯相済候はば早々帰発被申付度合に御坐候間、此段兼て御承知被下候様御頼旁御使者被申述候、

一

(千月)

五月四日、君公四度目御在邑として江戸御発駕、東

一

(千月)

海道御通行、同月十九日御在着被遊候、

一

(千月)

同月十六日、於嵐山洋法練兵閣老方御覽有之、阿部

伊勢守様・内藤紀伊守様其外諸有司方御出張、某義

第三援隊竜司(カ)令致候、

一 同月十八日江戸発足、東海道旅行、十二月四日帰郷致候、

一(十二月五日)同日夕七時、御用番木下勘兵衛方より以剪紙御用有之候間唯今出席致候様被申達候處、不快に付名代人伊藤善藏差出候、

某名代

伊藤善藏へ

御自分義 思召有之候に付、御役義被召放御番頭

格に被仰付不勤被仰付候、急度相慎可被罷在候、

右の通御用番被申渡候、

一 御用番宅へ罷出、差控無滯被差免難有仕合奉存候旨

御礼申上、尚又大目付宅へ罷越御咎被仰出候處、無

滯被差免難有仕合奉存候、右に付尚又自分に差控相

窺候旨申述候處、追て不及其義旨通達有之、御礼相

述候、

丁巳安政四年 某二十五歳

一 正月十一日、御用番木下勘兵衛方より左の通被申渡御礼相述候、

昨年於江戸表、西洋調練御老中様方始御見置無滯被相勤御外聞にも相成、一段の事に思召候、依之御賞美の御意被仰出、白銀五枚被下候、且已後西洋砲取立被仰付候、

一 三月二十日、君公為御參勤御發駕、木曾路御通行、

四月七日被遊御着府候、

一 四月二十八日、鍛冶橋御門久留島信濃守様御代被為蒙仰候、

一 七月十六日、取次人国富寅五郎を以て左の願書差出候、

口上覚

私義 幼年より稽古堂へ入学仕、以御蔭修業仕、

其後勤番等被仰付候、已来も心掛罷在候へ共、可

一同月晦、取次人河本筑右衛門を以て左の願書差出候、
口上覚

然仁無御座、其儘打過罷在候、然處當時於京都牧
善助と申者高名兼々承候に付、何卒入塾修業仕度
奉存候、依之近頃自由ヶ間敷奉恐入候へ共、一両
年御暇被下置候様仕度此段奉願候、右願の通被任
望被下置候はば以御蔭修業可仕、難有仕合奉存候、
右等の趣宜御演説被下度頼存候、已上

一九月七日、願の通被任望候、

一同月二十三日、大目附へ左の伺書差出候処、伺の通

被任望候、

口上覚

戊午安政五年 某二十六歳

私義今般為修業他行仕度段奉願候処被任望難有仕
合奉存候、然處牧善助義先頃より不快罷在、急に
快復の見通も無御坐、教授仕兼候趣申越、当惑至
極仕候、依之重々自由簡間敷奉恐入候へ共大坂表

藤沢先生へ入塾仕度奉存候、此段奉伺候、已上

一八月十五日大坂発足、播州の名所旧跡相探、同月二

一五月二十四日、君公五度目御在邑として江戸御発駕、
東海道通行、六月十二日被遊御在着候、
一六月二十四日午上刻、於江戸君夫人御安産、世子六
丸様被遊御誕生候、

私義伊勢両宮へ宿願の義御坐候へ共、時節無之打
過罷在候処、今般為修業他行奉願、究竟の折柄に
付罷出掛候右両宮へ参詣仕度、此段奉願候、御願
の通被任望被下置候はば以御蔭参詣可仕、難有仕
合奉存候、右等の趣宜御演説被下度頼存候、已上

一十月朔、願の通被任望候、

一同月二日発足、勢州へ参詣、夫より大坂泊園塾へ寄

寓致候、

十日帰郷致候、

一同日、取次人伊藤善藏を以て左の願書差出候、

奉願口上覚

松平伯耆守様御家來有本庄之進と申者の姉、私養
妹に仕、石束一学殿後妻に可差遣旨内約仕候、不
苦義に御坐候はば以御蔭差遣婚姻為相整申度、此
段奉願候、宜御指図可被成下候、已上

年月 日

姓名両判

御用席連名宛

己未安政六年 某二十七歳

一正月十一日、惣御用番石束一学方より如左被申渡御

礼申上候、

御自分義勤仕被仰付、学校奉行学長兼帶稽古堂總

御取締被仰付候、入念に可被相勤候、

一三月、御参勤として御発駕、木曽路御通行、

庚申万延元年 某二十八歳

一正月二十五日前夕、御用召に付寵出候處、御用番堀

四郎右衛門方より左の通被申達、御礼申上候、

御自分義無滯被相勤候に付、御用入役被仰付、當

分学校奉行後見学長加心被仰付候、且右に付若党

一人御渡被成下候、

一二月二十三日、御用人役誓詞致候、

一三月二日、殿様・若殿様へ干鰯一折宛献上、昇進の
御礼申上、御用番堀四郎右衛門方被受込候、奥方様
・成桂院様へは奥家老迄以呈札御礼申上候、

一三月三日朝、江戸桜田門外に於て水戸脱藩の浪士大

関和七郎始十七人御大老彦根侯義及殺害候、

一四月四日曉丑上刻、止戈之助出生致候、右に付產穢
相憚出席解怠致候、
(八日まで)

一四月二十二日、御老中内藤紀伊守様より御家來御呼

出にて水府公御家來大関和七郎御吟味中御家來へ御
預の旨御達有之、同月二十四日町御奉行池田播磨守

様御組与力より引渡有之候に付、御手当伺御指図被

遊度旨追々御願、御參勤の御時節迄御滞府被遊候、

辛酉文久元年 某二十九歳

一三月四日已下刻、世子六丸様御逝去被遊候、御謚晴

雲院殿、

一三月八日、御用番堀四郎右衛門方より如左被申達候、

御自分義出府勤番被仰付候、用意次第發足可被致

候、依之近格の御手当路料被下候、

一同月晦日発足、東海道旅行致、四月十四日着府致候、

一番小屋へ石束一学方と同居致、其後二番小屋へ引

移候、

一七月二十六日、大関和七郎義町御奉行黒川備中守様

御組与力へ御引渡相成、即日死罪被仰付候、

一九月十日前夕、御用召に付出席致候処、於御前無滞

相勤候に付知高三十石御加増、中老役へ昇進、御勝

手御物主兼帶被仰付候旨被仰出、御受御礼申上、於

御用席尚更御礼申上候、

一御用番西山久左衛門方より唯今於御前被仰出候御次

第に付、近格の御手当路料被下候、別段諸色高直に

付些少の御心付被下候段被申達御礼相述候、

一九月二十日、中老役誓詞致候、

一同月二十八日、於御居間干鯛一折献上、昇進の御礼

申上、被為受候、其節御判物被下置候、御礼も申上、

於御用席右両様尚更御礼申上候、

一十一月七日、於御前御人配に付帰発被仰付、御礼申

上、於御用席尚更御礼申上候、

一御用番西山久左衛門方より唯今於御前被仰出候御次

第に付、近格の御手当路料被下候、別段諸色高直に

付些少の御心付被下候段被申達御礼相述候、

一同月二十日、江戸発足、東海道旅行、十二月五日帰

鄉致候、

壬戌文久二年 某三十歳

(三月) 一翌六日、取次人石束松太郎を以て左の願書差出候、

奉願口上覚

私妹^(八百)義舟木多宮妻に可差遣旨内約仕候、不苦候は
ば以御蔭差遣婚姻為相整申度、此段奉願宜被仰渡

可被下候、已上

年月日

姓名両判

堀四郎右衛門方・勝田左次兵衛方宛

一 同月十七日、願の通被任勝手候、

一 五月二十日、君公六度目御在邑として江戸御^(四月)
東海道御旅行、^(本日)同月二十日御在着被遊候、

一 閏八月二十二日、幕府より諸侯方御参勤割御猶予并
御奥向御国邑へ御引取相成不苦候旨被仰出候、

一 同月二十三日、於御前急御用向に付立帰、出府被仰
付御礼申上、於御用席尚更御礼申上候、

一 九月八日、妹八百義縁家へ差遣婚姻為相整候、右に

付堀四郎右衛門方宅へ罷越御礼御届、以口上書申達
並に改て御礼申度旨以書取申達候、

一 十月五日、来る七日発足、日限相窓候處伺の通被仰
出候、

一 同月七日、御勘定頭伊藤善藏・兵所役竹島惣太夫・
竹島半藏召連、谷口藤太夫方同道発足致、東海道旅
行、同月二十一日着府、御物見へ滞留致候、

一 同月二十三日、御用番西山久左衛門方より左の通被
申達候、

此度上々様御在処へ御引移に付、御道中御供大押
役被仰付候、依之近格の御手当被下候、

一 十一月二十三日、奥方様・成桂院様江戸御発輿、東
海道御通行、十二月十五日^(豊岡)御着輿被遊、某御供帰着

致候、

一 十二月二十二日、於御前今度両御引移に付大押役
被仰付、此度の義は御格合も無御坐義取調向心配多

の外御料處陣屋へも追々同様の及処置候由の風聞有
之の趣、大坂用達共より為心得注進申越候、就て
は見越の義には候へ共、此上右党の内散乱致、何
様の狼藉に可及も難測、急変に臨御掛合方も出来
兼候間、兼て此段御心得被置、万一一の次第被及御
聞候ばば迅速御人数御差出御坐候様存候、尤右の
趣江戸御勘定所へも御届申上置候、此段御達申候、
巳上

月 日 斎藤六蔵

御名殿

高厚

一右に付、堀四郎右衛門方并某連名の御受書差出候、

一同月二十七日初更、斎藤六蔵殿より左の御書面到来
致候に付、兩人連名の御受書差出候、

一筆致啓上候、然ば先般御人数御差出方の義及御
掛合御承知有之候処、追々如何の風聞も相聞、人

一右に付、堀四郎右衛門方并某連名の御受書差出候、

一同月二十七日初更、斎藤六蔵殿より左の御書面到来
致候に付、兩人連名の御受書差出候、

一筆致啓上候、然ば同役鈴木源内詰合罷在候和州
五条陣屋へ去る十七日夜、公卿方の内頭取浪人体
の者百四五十人程押入、同人始手附手代及殺害、

通被仰越候、

一筆致啓上候、丹後久美御代官斎藤六蔵殿より左の
通被仰越候、

一右に付、堀四郎右衛門方并某連名の御受書差出候、

一同月二十七日初更、斎藤六蔵殿より左の御書面到来
致候に付、兩人連名の御受書差出候、

一筆致啓上候、然ば同役鈴木源内詰合罷在候和州
五条陣屋へ去る十七日夜、公卿方の内頭取浪人体
の者百四五十人程押入、同人始手附手代及殺害、

去致候、謚瑞光院、

一六月朔暁寅刻、(後冲野忠惟妻)
ふで出生致候、依之産穢相憚出席解
意致候、

一正月十七日、当国海岸巡見として出張、同月二十五
日罷帰候、

一二月二十二日、石束一学方後妻に差遣候養妹チカ死

癸亥文久三年 某三十一歳

一正月十七日、當國海岸巡見として出張、同月二十五
日罷帰候、

数少、且武具兵器手薄、何分防禦手当難行届、火急に臨、御掛合に及候ては掛隔、間に合兼、急変も難測候間、兼て御手当有之候御人数の内早々当

陣屋へ御差向置有之候様致度存候、已上

斎藤六藏

高厚
御名殿

御役人中

尚本文の趣、松平伯耆守・仙石讚岐守・京極主膳正

へも掛合に及置候義に有之候、已上

一同日夜半、備頭勝田左次兵衛方御人数相帥出陣被致

候、

一九月三日、御人数久美氏より引取候、

一十月四日、某疫疾に付、出席懈怠致候、

一同月十三日、早朝去る十一日生野表へ京師脱走の沢

主水正殿を将として浪士数十人相集、不容易企有之候旨注進申出候、

一同月二十七日、一番手引取候、尤仙石侯より御願に付、竹田へ御人数の内少々相残候、

一同日仙石侯老衆より以飛札、生野表にて浪士及乱暴候趣に付即刻御人数被差出、依ては尚可被仰進義も可有御坐候へ共、先御按内被仰越候旨申来、

一無程、仙石侯老衆より以急報、生野表追々不容易事情推移候に付、此方様よりも御人数被差出候様御通達可有之旨、生野より急報到来の趣申来、

一十月十四日朝、一番手被差出候、

一同日夜、仙石侯老衆より生野浪士追々退散致候由申来、

一同月十五日曉、二番手九日市村御界迄被差出候、

一同日、一番手行軍途中於網場村因州浪士竹島直記・

東久太郎撃捕致、爰許へ差越候、竹島直記義実は筑前福岡脱藩の浪士・平野次郎、東久太郎は因州の浪士横田友次郎と申者の趣、

一十一月十八日、残御人數引取候、

一同月二十一日、於御前非常の節一番手士大將にて出

張被仰付候、

甲子元治元年 某三十二歳

一六月十二日、於御前当冬為御參勤の節御朝覲被遊候

御舍に付、控御用掛被仰付候、

一七月三日、大坂御用達尾張屋七兵衛より、御城代(大坂)松

平伊豆守様より六月二十九日の御達書差越候、

御名家來(高厚)

御名家來(高厚)

松平大膳大夫家来多人数不容易行粧にて致上京候
に付ては事情難測候間、当地為御警衛相応の人数
早々出張候様可被致事、

一同月四日、勝田左次兵衛方二番手御人數被相率出陣

被致候、

但、一番手・二番手交番に出陣候様兼て被仰出、此

度は二番手の順番に相成居候事、

一同月二十四日夜、於御前急御用向に付西ノ宮へ出張
被仰付候、

一同月十日夕、大坂より着便、去る七日全軍大坂へ着
到、翌八日町御奉行松平大隅守様より天満東照宮御
官御警衛被仰付候旨御達有之候趣申来、

一同月二十一日、去る十九日京師へ長州人乱入、戦争
に及候趣風聞有之、

一同日、大坂より十九日発の急報相達候處、十八日夜
城代様より左の通御達に付、十九日酉ノ宮へ出張の
趣申来、

此程相達置候建國寺御宮御固御免、山崎街道西ノ
宮辺御警衛可被心得候、右は長藩亡命の徒取押方
御処置の科可有之候に付、唯今より非常の心得を
以て右場所へ早々人數差出置、其期相至候ばば討
取方奮励可被致候事、

世
一 同月二十五日曉、津山多仲召連早打（略）にて發足、丹波
柏原へ投宿、二十六日黃昏西ノ宮へ到着致候、

一同月二十九日払曉、西ノ宮発足、山崎街道通行、芥川駅に投宿、晦日芥川を発し八幡へ宿し二日京都發足、五日帰郷致候、

一九月朔日、於江戸御老中諏訪因幡守様より諸侯方へ
旨、左被仰渡候、
万石以上の面々交替寄合参勤の割御猶予被成下候
旨、去々戌年被仰出候處、深思召も被為在候に付、

旨被仰出候、

万石以上の面々并交替寄合嫡子在国在邑且妻子国

（高厚）
御名殿 重役中

滝川播磨守
織田市蔵

邑へ引取候共可為勝手次第旨、去々戌年被仰出、
銘々國邑へ引取候面々も有之處、此度御親発も被遊候に付ては深思召も被為在候に付、前々の通相心得、
（江戸）当地へ呼寄候様可致旨被仰出候、

一十一月十一日、池田先生初て御請待相成候、
先生名緝、字子敬、小字楨藏、号草庵、

一十二月九日、大目付滝川播磨守様御目付織田市蔵様
より去る六日大津駅より被差出候御剪紙相達、
野州（武田耕雲齋の）辺脱走の賊徒共信州路間道等通行京坂或は長

州等へ可罷越哉も難測候に付（中略）領分口々等
厳重に被相備、賊徒入込候ばば無二念打掛鑿殺致
候様、可心得旨中納言殿被仰聞候間、此段申達候、
以上

向後は前々御定の割合に相心得、参勤交代可有之

一右に付、堀四郎右衛門方并某連名の御受書指出候、
一同月十一日、於御前來年頭御年男被仰付候、
一同月二十七日、堀四郎右衛門方より当秋急御用向に
付西宮へ出張被仰付大義思召候、依之御賞美の御意

被仰出、御目録の通被下候段被申達、御礼相述候、但葉綿四把拝領致候、

乙丑慶応元年 某三十三歳

一正月元日、滝川播磨守様より旧臘二十六日被差出候御剪紙相達、堀四郎右衛門方并某連名の御受書差出候、

候、

賊徒共何れへ脱走可致も難計候に付、領分口々敵重守備候様最前相達置候処、此度降伏、加賀中納言家來へ御預相成候に付、先前の通相心得候様可

相達旨、一橋中納言殿被仰聞候依、之申達候、已上

(高厚)
御名殿
重役中

滝川播磨守

一 同月十二日、御朝観被為拝龍顏、天盃御頂戴被遊、十三日京師御発駕、東海道御通行、二十七日被遊御着府候、

一 同月十六日、御勝手御用向に付古島武輔召連下坂、大川町北側長浜屋治兵衛と申客舎へ逗留致候、

一 同月二十日大坂発足、天盃守護致二十四日帰着致候、誕生候、

一同月十六日、於御前御朝観前為御先用上京仰付、御参内の節天盃受取役、爰許へ天盃被差下候節守護被仰付候、大節の御役義入念可相勤旨被仰出、御受御候、

一 五月五日、堀四郎右衛門方より如左被申達御礼申上

礼申上、於御用席尚更御礼申上候、

一二月二十二日、古島武輔召連発足、二十五日京師へ

到着、大宮通三条上ル處近江屋喜兵衛と申逆旅に寄寓致、後大宮通御池上ル處若狭屋八兵衛宅へ引移候、

一 三月四日、君公御参勤として御発駕、八日京師へ御着、若狭屋八兵衛宅へ御滞留被遊候、

御朝観御用掛被仰付候に付ては初の御義故、調伺不容易候處、尽粉骨宜及指図万端御都合能被為済、

且天益守護無滯相勤御安堵の御義大義思召候、依之御賞美の御意被仰出御目録の通被下候、但御上

下一具・葉綿七把拝領致候、

一八月三日、成桂院様八半時の御供揃にて某宅へ被為

成、夜九時益御機嫌能被遊御帰坐候、

一八月十日、成桂院様江戸へ御引越として御発輿被遊、

東海道御通行、同月二十七日御着府被遊候、

二月五日乙丑

○坊者ノ雇値ヲ増ス、一人一日札十二匁、

二月七日丁卯

○知事公ト世子親ラ稽古堂ニ莅ミ、孔子ニ积奠ス、大参事・権大参事・少参事・監察掛少属及教官・諸生皆至ル、世子親獻薦ス、齋郎之ヲ助ク、礼畢テ教官以下ニ赤飯ヲ賜フ、小学校生徒モ亦參拝ス、

○序事掛大属岡毅・少属久保田周助、来迎寺ニ莅ミ、市中戸籍ヲ検視ス、畢リテ後、戸口ノ数如左、

(一月分日記欠)

二月三日癸亥

豊岡藩序日記明治四年未辛

(一月分日記欠)

○龜山藩我管内九日市文七子源藏ヲ護送ス、蓋(シ)龜山管内ニ在リ罪ヲ犯ス也、

○徳島藩我管内京口町岩井屋總七女橋ナル者ヲ護送ス、是ヨリ先キ父母ニ從ヒ觀音ヲ巡拝ス、既ニシテ母ヲ失ヒ父又没シ、行旅ニ堪ヘサルヲ以テ也、時年十三歳ト云、